

官報

号外

平成九年六月三日

○第四百四十回 衆議院會議録 第四十一号

平成九年六月三日(火曜日)

議事日程 第二十七号

平成九年六月三日

午後一時開議

第一 学校図書館法の一部を改正する法律案
(参議院提出)

第二 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律案(田中眞紀子君外九名提出)

第三 児童福祉法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)

第四 投資の促進及び保護に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

○今日の会議に付した案件

議員請暇の件

日程第一 学校図書館法の一部を改正する法律案(参議院提出)

日程第二 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律案(田中眞紀子君外九名提出)

日程第三 児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第四 投資の促進及び保護に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

午後一時三分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(伊藤宗一郎君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

尾身幸次君から、六月四日から十一日まで八日間、青山丘君から、六月八日から十五日まで八日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも許可することに決まりました。

日程第一 学校図書館法の一部を改正する法律案(参議院提出)

日程第二 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律案(田中眞紀子君外九名提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、学校図書館法の一部を改正する法律案、日程第二、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長二田孝治君。

学校図書館法の一部を改正する法律案及び同報告書

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(二田孝治君登壇)

○二田孝治君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、学校図書館法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、学校図書館における司書教諭の職務の重要性にかんがみ、司書教諭設置の計画的拡充を図るため、大学以外の教育機関が司書教諭の講習を行うことができることとするともに、司書教諭を置かないことができる期間を、政令で定める規模以下の学校を除き、平成十五年三月三十一日までとしようとするものであります。

本案は、去る五月九日参議院から提出され、同月二十二日本委員会に付託されたものであります。

委員会におきましては、翌二十三日提出者を代表して参議院議員本宮和彦君から提案理由の説明を聴取し、同月三十日質疑を行ったものであります。同日質疑を終了いたしましたところ、日本共產党から、司書教諭のもとに学校司書を置くこと等を内容とする修正案が提出されました。次いで、修正案及び原案について討論の後、まず、修正案を賛成少数をもって否決し、次に、原案全部を賛成多数によって可決すべきものと決しました。

なお、本案に対して附帯決議が付されました。

次に、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律案について申し上げます。

本案は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校または中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護等の体験を義務づけようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、小中学校の教諭の普通免許状の授与については、平成十年度の大学入学生から、所定の単位の修得に加え、原則として特殊教育諸学校または社会福祉施設等における介護等の体験を要するとの教育職員免許法に係る特例を定めること、

第二に、国その他の関係機関は、適切な介護等の体験が行われるよう環境整備に努めることなどであります。

本案は、去る五月二十三日田中眞紀子君外九名から提出され、同月二十七日本委員会に付託されたものであります。

委員会におきましては、翌二十八日提出者を代表して田中眞紀子君から提案理由の説明を聴取し、同月三十日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第三、児童福祉法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生委員長町村信孝君。

児童福祉法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

○町村信孝君登壇

拙法等の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

児童福祉法は昭和二十二年に制定されました

が、近年における少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下など、児童や家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、

本案は、次代を担う児童の福祉を増進するため、児童家庭福祉制度の再構築を行うことにより、子育てしやすい環境の整備を図るとともに、児童の健全な成長と自立を支援するための所要の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、保育所について、市町村の措置による入所の仕組みを、保育所に関する情報の提供に基づき保護者が保育所を選択する仕組みに改めるとともに、保育料の負担方式については、現行の負担能力に応じた方式を、保育に要する費用及び家計に与える影響を考慮した方式に改めること、また、放課後児童健全育成事業を社会福祉事業として制度化し、その普及を図ること、

第二に、教護院について、家庭環境等の理由により生活指導等を要する児童も入所の対象とし、児童自立支援施設に改称するとともに、養護施設としての児童の自立支援を図ることを明確化し、児童養護施設に改称すること、また、地域における相談支援体制を強化する観点から、児童家庭支援センターを創設すること、

第三に、母子寮について、入所者の自立の促進のための生活の支援をその目的に加え、母子生活支援施設に改称すること等であります。

本案は、去る四月十一日参議院より送付され、五月十三日の本会議において趣旨の説明が行われ、同日付託となり、同月十六日に小泉厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、二十一日質疑に入

り、二十七日には参考人から意見を聴取し、五月三十日の委員会において質疑を終了し、討論の後、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 投資の促進及び保護に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第四、投資の促進及び保護に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長逢沢一郎君。

投資の促進及び保護に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(達沢一郎君登壇)

○達沢一郎君 たいだいま議題となりました日本・香港投資保護協定につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

平成九年七月一日に香港が中国に返還されることとなる事情を踏まえ、香港側より、返還に先立ち、我が国と香港との間で投資保護協定を締結すべく働きかけがなされておりました。平成六年四月以来交渉を重ね、平成九年五月合意に達しましたので、同月十五日東京において本協定の署名が行われました。

本協定は、我が国と香港との投資の一層の増加及び経済的交流の一層の増進を図ることを目的としたものであり、投資の許可及び投資の許可に関連する事項に関する最恵国待遇、投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に関する内国民待遇及び最恵国待遇、裁判を受ける権利等に関する内国民待遇及び最恵国待遇、収用等の措置をとる場合の条件及び補償の方法、収益等の移転の自由の保証、投資紛争解決のための手続等について規定しております。

本件は、去る五月二十七日外務委員会に付託され、二十八日高村外務政務次官から提案理由の説明を聴取し、三十日質疑を行い、討論の後、採決を行いました結果、多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

平成九年六月三日 衆議院会議録第四十一号

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○荒井広幸君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 荒井広幸君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長平沼赳夫君。

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

(平沼赳夫君登壇)

○平沼赳夫君 たいだいま議題となりました議院に

おける証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本改正案は、証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音を各議院の委員長または両議院の合同審査会の会長が許可できることとし、許可に当たっては、当該証人が公務員以外の者であるときは、その人権の保護に特に配慮しなければならないとするものであります。

また、医師、歯科医師等業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについて証言等を拒むことができる者に、薬剤師を加えようとするものであります。

そのほか、所要の規定の整備を行うものとするものであります。

なお、本案は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することとなっております。

本件につきましては、昭和六十三年に証人の尋問中の撮影を許可しないことに改正して以来、関係各方面からその見直しについて強い要望がありました。また、予算委員長から、理事会の合意に基づき、三たびにわたり見直しについての申し入れがありました。これらを受けて、議会制度に関する協議会等で協議を重ねた結果、各党の合意が得られ、本日の議院運営委員会において全会一致をもって成案を決定したものであります。何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十一分散会

出席國務大臣

外務大臣 池田 行彦君
文部大臣 小杉 隆君
厚生大臣 小泉純一郎君

○議長(報告)

(通知書受領)

一、去る五月三十日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

航空業務に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
航空業務に関する日本国とバプア・ニューギニアとの間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と南アフリカ共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

一、去る五月三十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
商法等の一部を改正する法律

投資の促進及び保護に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案 議長の報告

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律

一、去る五月三十日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、次の通知書を受領した。

内閣閣第一一六号

平成九年五月三十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

在ベルー日本大使公邸占拠・人質事件解決に対する感謝決議について

去る四月二十四日貴職から要請があった標記決議の関係各国等への伝達については、別紙のとおり外務大臣から報告があったので通知します。

(別紙)

平成九年五月三十日

外務大臣 池田 行彦

内閣官房長官 梶山 静六殿

衆議院における在ベルー日本大使公邸占拠・人質事件解決に対する感謝決議の伝達について

標記決議については、四月二十九日、在外公館長に対し関係各国等に伝達するよう訓令し、在外公館長より関係者に伝達した旨の報告がありましたので通知します。

(報告書受領)

一、去る五月三十日、人事院総裁弥富啓之助君から、国家公務員法第二十四条の規定に基づく平

成八年度の人事院の業務状況報告書を受領した。

一、去る五月三十日、内閣を経由して日本銀行行政委員会議長松下康雄君から、日本銀行法第三十條ノ三第十号の規定に基づく平成八年日本銀行政策委員会年次報告書を受領した。

(政府委員承認)

一、去る五月二十九日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

(政府委員承認)

外務省経済局長 野上 義二

一、去る五月三十日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省総合外交政策局 河村 武和
軍備管理・科学審議官

(政府委員任命)

一、去る五月二十九日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、二十九日議長において承認した野上義二を、同日第百四十回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る五月三十日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、三十日議長において承認した河村武和を、同日第百四十回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る五月二十九日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、第百四十回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 官職名 年月日 異動後の氏名 官職名 年月日

外務省経済局長 重家 俊範 (解職) 平九・五・元

事務代理

官職名

氏名

官職名

年月日

異動前の氏名

官職名

年月日

異動後の氏名

官職名

年月日

一、去る五月三十日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、第百四十回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 官職名 年月日 異動後の氏名 官職名 年月日

官職名

氏名

官職名

年月日

異動前の氏名

官職名

年月日

異動後の氏名

官職名

年月日

異動前の氏名

官職名

年月日

異動後の氏名

官職名

年月日

異動前の氏名

官職名

年月日

異動後の氏名

官職名

年月日

異動前の氏名

官職名

年月日

異動後の氏名

官職名

年月日

異動前の氏名

官職名

年月日

前田 武志君 奥田 敬和君

吉川 貴盛君 梶山 仁君

上田 清司君 鹿野 道彦君

丸谷 佳織君 石田幸四郎君

法務委員

保坂 展人君 深田 肇君

科学技術委員

江渡 聡徳君 中野 正志君

田中 和徳君 飯島 忠義君

羽田 孜君 堀込 征雄君

飯島 忠義君 田中 和徳君

中野 正志君 江渡 聡徳君

堀込 征雄君 羽田 孜君

予算委員

桜井 新君 吉田六左門君

田中 慶秋君 三沢 淳君

海江田万里君 川内 博史君

志位 和夫君 矢島 恒夫君

不破 哲三君 松本 善明君

吉田六左門君 桜井 新君

三沢 淳君 田中 慶秋君

川内 博史君 海江田万里君

松本 善明君 不破 哲三君

矢島 恒夫君 志位 和夫君

議院運営委員

下地 幹郎君 田村 憲久君

田村 憲久君 下地 幹郎君

議院運営委員

議院運営委員

議院運営委員

議院運営委員

議院運営委員

議院運営委員

議院運営委員

常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

虎島 和夫君

金田 英行君

松田 仁君

茂木 敏充君

石田幸四郎君

丸谷 佳藏君

鹿野 道彦君

上田 清司君

鈴木 淑夫君

中川 正春君

中野 寛成君

武山百合子君

金田 英行君

虎島 和夫君

茂木 敏充君

松田 仁君

上田 清司君

鹿野 道彦君

武山百合子君

中野 寛成君

中川 正春君

鈴木 淑夫君

丸谷 佳藏君

石田幸四郎君

保坂 展人君

辻元 清美君

奥田 敬和君

前田 武志君

外務委員

辞任

補欠

松沢 成文君

山本 幸三君

山中 樺子君

青山 二三君

若松 謙維君

永井 英慈君

伊藤 茂君

中川 智子君

青山 二三君

山中 樺子君

永井 英慈君

若松 謙維君

山本 幸三君

松沢 成文君

中川 智子君

伊藤 茂君

文教委員

辞任

補欠

阪上 善秀君

嘉数 知賢君

島村 宜伸君

桜井 郁三君

西岡 武夫君

漆原 良夫君

栗屋 敏信君

前田 武志君

嘉数 知賢君

阪上 善秀君

桜井 郁三君

島村 宜伸君

漆原 良夫君

西岡 武夫君

前田 武志君

栗屋 敏信君

厚生委員

辞任

補欠

松田 仁君

河野 太郎君

吉田 幸弘君

島 聡君

河野 太郎君

大野 松茂君

田村 憲久君

大石 秀政君

米津 等史君

並木 正芳君

枝野 幸男君

小林 守君

大石 秀政君

田村 憲久君

大野 松茂君

松田 仁君

島 聡君

吉田 幸弘君

並木 正芳君

米津 等史君

小林 守君

枝野 幸男君

決算委員

辞任

補欠

前田 武志君

奥田 敬和君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月三十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行政改革に関する特別委員

辞任

補欠

山本 公一君

栗原 裕康君

木島日出夫君

大森 猛君

栗原 裕康君

山本 公一君

(議案提出)

一、去る五月三十日、議員から提出した議案は次のとおりである。

公共事業の長期計画の透明化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(渡辺周君外三名提出)

国会法の一部を改正する法律案(渡辺周君外三名提出)

(議案付託)

一、去る五月三十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出第九一号)(参議院送付)

文教委員会 付託

(議案送付)

脱税の防止のための日本国政府と南アフリカ共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

一、去る五月三十日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

商法等の一部を改正する法律案

商法等の一部を改正する法律案の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案

(質問書提出)

一、昨二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

地震の予知及び調査・観測・管理体制に関する質問主意書(太田昭宏君提出)

(答弁書受領)

一、去る五月三十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員秋葉忠利君提出苦田ダム建設事業に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出ホルマリンによる食品と海洋の汚染に関する質問に対する答弁書

平成九年四月十八日提出

質問 第一一六号

苦田ダム建設事業に関する質問主意書

提出者 秋葉 忠利

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び

の件

金融監督庁設置法案(鈴木淑夫君外四名提出)

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

(議案通知)

一、去る五月二十九日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。

金融委員会設置法案(鈴木淑夫君外四名提出)

(議案通知書受領)

一、去る五月三十日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

航空業務に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とパプア・ニューギニアとの間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び

の件

金融監督庁設置法案(鈴木淑夫君外四名提出)

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

(議案通知)

一、去る五月二十九日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。

金融委員会設置法案(鈴木淑夫君外四名提出)

(議案通知書受領)

苦田ダム建設事業に関する質問主意書

平成八年十二月十六日に提出した「質問第四号 苦田ダム建設事業に関する質問主意書」に対し、政府から平成九年一月二十八日付で内閣衆質一三九第四号の答弁書(以下「答弁第四号」という)が寄せられ、その内容を精査したところ答弁内容に不明瞭な点があった。よって再度以下の質問をするので、政府の誠実な答弁を要求する。

一 議事内容の概要の公表について

議事内容の公表は今回の事業評価方策の試行の目的である事業評価の一層の透明性及び客観性の確保に關して極めて重要な要素である。しかし、「答弁第四号」にある、公表されている苦田ダム建設事業審議委員会の「議事要旨」を見たが、議事の実態は全く伺い知ることが出来ず、「議事要旨」の公表では、事業評価の透明性及び客観性の確保にはならない。また、審議委員会において、地域の意見を的確に聴取したか、対象事業の目的、内容等について「十分な審議」を行ったかを判断することも出来ない。苦田ダム建設事業審議委員会の詳細な議事録の内容と同委員会及び同委員会委員に配付した全資料の内容とを明らかにされたい。出来ないというのであれば、その理由を明らかにされたい。

二 「答弁第四号」では、苦田ダム建設事業審議委員会が扱った岡山大学の作成した見解「苦田ダム計画に関する科学技術的評価」について答弁が不十分であるので、再度質問する。

1 誰がいつ、誰に対して、どのような権限に基づいて、どのような形で依頼するに至ったのか、その経緯を明らかにされたい。
2 前記の科学技術的評価は、誰が、いつ、どのような資料に基づき、どのような調査をし

たものなのか、具体的に明らかにされたい。
なお、科学技術的評価の作成に用いた全資料の内容を明らかにされたい。

3 前記科学技術的評価の作成につき、建設省及び審議委員会からの支出はないとの回答であるが、かかる重要資料の作成につき、費用負担は、一般的にどうなっているのか、さらに岡山大学については、何故無償でなされたのか、調査の上、明らかにされたい。

三 岡山県による協力感謝金の交付について
協力感謝金の交付は、公共用地取得に伴う損失補償要綱に違反とならないか、再度質問する。違反しないというのであれば、その理由を明らかにされたい。

四 苦田ダム建設に伴う水没地権者のダム建設同意書の提出年月日とその時の提出者数を明らかにせよ。

五 「答弁第四号」では、苦田ダム建設事業関連費用についての答弁は不十分である。

1 苦田ダムが建設省所管になった以降の建設事業関連費用の年度ごとの工事費の支出細目別支出額と工事諸費の支出細目別支出額を明らかにせよ。

2 平成二年の苦田ダム基本計画変更後の建設に要する費用の概算額約一三五〇億円と変更前の建設に要する費用の概算額約八八〇億円の積算根拠を費目別に明らかにせよ。

3 苦田ダム完成に至るまでの建設に要する費用の概算額とその積算根拠を費目別に示せ。

六 「答弁第四号」では、苦田ダムによる洪水調節効果がもたらす年間当たりの便益についての算出方法は示されたが、具体的な数値を示せ。また、苦田ダム管理に要する費用について、現時

点では未定と答えているが、管理費用は当然、算出されておくべきものと考えられるが、何故に未定のまま放置しておくのか。

七 苦田ダム建設事業審議委員会の答申は、II審議委員会の意見、1において、「現時点で苦田ダムの建設の是非にまで溯って議論を行うことは適切でない」と考へる」と記述している。

苦田ダム建設事業は、事業計画作成後、長期間が経過し、社会経済情勢の変化により事業評価が必要として、評価システムの試行対象とされ、当該審議委員会の審議時点における事業の目的、内容等の妥当性につき審議されるに至ったことは答弁により明らかになっているが、これと、前記の答申との間には大きな矛盾があるが、見解を明らかにされたい。

八 審議委員会委員の「学識経験のある者」については、当該事業に關し、地域の意見を的確に反映させるのに適当な者であることとあるが、1 ダム等建設事業審議委員となる「学識経験者」とは、具体的に、何についての学識経験者なのか。

2 河川行政、河川管理、ダム等建設事業等につき全く、知識経験をもちたなくとも、審議委員会の学識経験者委員になり得るのか。

3 学識経験者委員は、その地域の実情について熟知している必要はないのか。

4 もし前2項3項であつてもよいというなら、その理由を明らかにせよ。

九 苦田ダム建設事業は、昭和三年に計画が知られて以来、奥津町あげての反対運動が続き、ダム建設を強引に進める国、県の町への圧迫のもとに町政は極度に混乱し、度々マスコミにも取り上げられ、全国的に注目を集めたところで

ある。町自体は圧迫に耐え兼ねダム容認に転じたとはいえず、ダム反対の運動はいささかも衰えを見せていない。

かかる苦田ダム事業の審議委員会の審議において、設置、運営要領7に示す「地域住民からの意見聴取等」が皆無であったことを建設省として「十分な審議」がされたと考えられるかどうか、「審議委員会の運営は、審議委員会の判断」として逃げるのでなしに、建設省の見解を示されたい。

十 「答弁第四号」では、「ダム等事業評価方策試行」の目的は、個々のダム等事業について、当該事業の目的、内容等を審議するダム等事業審議委員会を設置し、地域の意見を的確に聴取することを目的とする」とあり、「的確に聴取出来たか否かの判断は建設省においてすると答弁しているが、何に基づいて「的確に聴取」出来たか否かを判断するのか、具体的に明確にされたか、右質問する。

内閣衆質一四〇第一六号
平成九年五月三十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員秋葉忠利君提出苦田ダム建設事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員秋葉忠利君提出苦田ダム建設事業に関する質問に対する答弁書

一 について
ダム等事業審議委員会(以下「審議委員会」という。)の運営は、同委員会自らの判断において

行うこととしており、その審議の議事録の取扱
いについては、それぞれの審議委員会において
判断すべきものと考えている。

また、苦田ダム建設事業審議委員会の委員に
配布した資料は別表第一のとおりであり、その
内容は、苦田ダムの計画に関する説明、同ダム
の計画に対する評価、同委員会の審議に対する
要望等である。

二の1について

「第二回苦田ダム建設事業審議委員会議事要
旨」によれば、平成八年五月三十日に開催され
た第二回委員会において、「次回は、岡山大学
環境理工学部で苦田ダム事業について第三者の
立場で資料をとりまとめ説明するよう要請して
いる」旨の委員長の発言を出席した各委員が了
承したものである。

二の2について

平成八年三月に岡山大学環境理工学部が作成
した「苦田ダム計画に関する科学技術的評価」に
よれば、同評価は「主として科学技術的な立場
から検討し、各機関ならびに各団体から出され
ている計画書、意見書等を参考にしながら、そ
の見解をここにまとめることとした」というも
のであり、その作成に当たっては、同学部に在
河野伊一郎同学部長を代表者とする検討グルー
プが設けられたものである。

また、御指摘の「全資料」については把握して
いないが、建設省から同学部長に提供した資料
は別表第二のとおりであり、その内容は、吉井
川の治水計画に関する説明、苦田ダムの計画に
関する説明及び同ダムに関する環境影響調査に
対する評価である。

二の3について

これまでに設置された十二の審議委員会のう
ち河川工学、環境分野等の専門家からなる調査
専門委員会等を設置せずに学識経験者の見解を
聴取したものについては、当該見解の作成に要
した費用について、いずれも建設省及び審議委
員会からの支出はない。

また、岡山大学環境理工学部長からは、その
判断により無償で「苦田ダム計画に関する科学
技術的評価」を作成したと聞いている。

三について

公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭
和三十七年六月二十九日閣議決定）は、土地収
用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の
法律により土地等を収用し、又は使用すること
ができる事業を行う者が、当該事業に必要な土
地の取得等に伴う損失を補償する場合における
基準を定めたものである。

一方、御指摘の「協力感謝金」は、岡山県及び
吉井川下流受益市町によって設立された財団法
人吉井川水源地域対策基金が、苦田ダム建設に
対する協力を報いるために独自に交付している
ものであると聞いている。

四について

御指摘の「苦田ダム建設に伴う水没地権者の
ダム建設同意書」が提出されたという事実はな
いが、平成九年五月二十二日現在における苦田
ダム建設事業のため必要な立入調査に対する同
意書の提出年月日及び各提出年月日ごとの提出
者の数は、別表第三のとおりである。

五の1について

昭和四十七年度から平成七年度までの各年度
の決算における苦田ダム建設事業に係る費用の

内訳は、別表第四のとおりである。なお、苦田
ダム建設事業に係る工事諸費は、治水特別会計
法（昭和三十三年法律第四十号）第三条に規定す
る治水勘定に繰り入れられ、治水特別会計にお
いて一括して経理されるものである。

五の2について

御指摘の「平成二年の苦田ダム基本計画変更
後の建設に要する費用の概算額約一三五〇億
円」及び「変更前の建設に要する費用の概算額約
八八〇億円」の内訳は、それぞれ別表第五及び
第六のとおりである。

五の3について

御指摘の「苦田ダム完成に至るまでの建設に
要する費用の概算額」は約千三百五十億円であ
り、その内訳は別表第五のとおりである。

六について

昭和五十六年に算出した苦田ダムによる洪水
調節効果によってもたらされる年間当たりの便
益の額は、約百二十三億円である。

また、同ダムの管理に要する費用は、その完
成後に必要とされる管理の内容に応じて明らか
になるものである。

七について

平成八年六月十日に苦田ダム建設事業審議委
員会から提出された「苦田ダム建設事業につい
ての答申」によれば、同委員会は、「本審議委員
会としては、責任ある答申を行う観点から、苦
田ダム計画の内容について、市民団体からの意
見書も踏まえて、改めて事業者からの説明、更
に岡山大学環境理工学部の見解を聞いた」上
で、治水計画、利水計画、ダムの安全性及び自
然環境への影響について評価を行っており、御

指摘のような問題はないと考えている。

審議委員会の設置によるダム等事業に係る事
業評価方策の試行の目的はダム等事業に対する
地域の意見の的確な聴取にあることから、御指
摘の「学識経験のある者」については、審議委員
会の審議の対象となる事業（以下「審議対象事
業」という。）の目的、内容等に対する地域の意
見を理解し、これを審議委員会の意見に的確に
反映させることができる者であることが必要と
考えている。

九について

審議委員会は、その構成を審議対象事業に対
する地域の意見が的確に反映されるものとする
ため、関係都道府県知事及びその推薦する者を
委員としており、地域住民等からの意見聴取等
を含む委員会の運営もそれぞれの審議委員会目
らの判断において行うこととしていることか
ら、審議委員会の意見は、審議対象事業の目
的、内容等に対する地域の意見を的確に反映し
得る十分な審議が行われた上で述べられるもの
と考えており、このことは苦田ダム建設事業審
議委員会においても同様であると考えている。

十について

九についてにおいて述べた審議委員会の性格
上、「ダム等事業に係る事業評価方策の試行に
ついて」（平成七年七月十四日建設省河開発第九
十八号建設省河川局長通達）別紙「ダム等事業審
議委員会設置・運営要領」等の趣旨に従った委
員会の運営が行われた上で審議委員会の意見が
述べられた場合には、基本的には、地域の意見
が的確に聴取されているものと考えられる。

別表第一

資	料	作 成 年 月
「吉田ダム(パンフレット)」		平成七年九月
「吉田ダム建設事業審議委員会の審議についての要請」		平成七年十月
吉田ダム土地共有者の会等から提出された資料		平成七年十一月
「吉田ダム(パンフレット)」		平成八年五月
「水源連からの要望」		平成八年五月
「吉田ダム計画について」		平成八年五月
「審議委員会の民主的運営に関する申し入れ書」		平成八年五月
「吉田ダム計画に関する科学技術的評価」		平成八年三月
「吉田ダム建設事業審議委員会の審議に関する要望」		平成八年六月
「第2回審議委員会での意見等に対する建設省の見解」		平成八年六月
「第3回吉田ダム建設事業審議委員会の審議についての要請」		平成八年六月
「吉井川(パンフレット)」		平成三年十一月
「吉井川流域図(十万分の一)」		平成六年六月
「吉井川・旭川洪水氾濫危険区域図」		平成六年九月
「過去の災害写真」		平成八年一月

別表第二

資	料	作 成 年 月
「吉田ダムに関する環境影響調査(奥津町国土問題研究会)について」		昭和五十六年九月
「吉井川の治水計画について」		平成七年三月
「吉田ダム(パンフレット)」		平成七年九月
「吉田ダム計画について」		平成七年十二月

別表第三

提 出 年 月 日	提出者の数
昭和五十七年 三月二十六日	六名
三月二十七日	三名
三月二十八日	十三名
三月二十九日	七名
三月三十日	三十六名
三月三十一日	十三名
四月 一日	四十四名
四月 二日	十名
四月 三日	九名
四月 四日	十二名
四月 五日	十八名
四月 六日	二十六名
四月 七日	十四名
四月 八日	四十二名
四月 九日	十四名
四月 十日	六十三名
四月 十一日	八名
四月 十二日	十七名
四月 十三日	十名
四月 十四日	十一名

四月 十五日	十四名
四月 十六日	十四名
四月 十七日	三名
四月 十八日	四名
四月 十九日	十一名
四月 二十日	三十名
四月 二十一日	四名
四月 二十三日	四名
四月 二十五日	二名
四月 二十六日	四名
四月 二十七日	二名
五月 十日	一名
五月 十四日	一名
五月 十七日	一名
五月 二十日	一名
五月 二十一日	二名
五月 二十三日	一名
六月 十四日	一名
七月 二十四日	一名
八月 十日	一名
八月 十四日	二名
八月 二十五日	一名

五月 一日	昭和六十一年 一月二十七日	十月 十五日	七月二十三日	昭和六十年 一月三十一日	十二月 十六日	十月 三日	九月二十七日	九月 十一日	九月 五日	九月 三日	昭和五十九年 三月 一日	昭和五十八年十二月 二日	十二月 十五日	十月 十四日	十月 十三日	十月 八日	九月二十七日	九月二十一日	九月 十五日	九月 十四日	九月 六日
一名	一名	二名	一名	一名	一名	一名	二名	二十二名	一名	一名	一名	一名	一名	一名	一名	一名	一名	八名	一名	二名	一名

五月二十八日	五月二十七日	五月十五日	五月 十日	五月 六日	三月三十一日	三月三十日	三月十八日	三月十七日	三月 六日	一月十四日	一月十三日	昭和六十二年 一月十二日	十二月二十六日	十二月二十五日	十二月二十四日	十二月 十日	十月二十二日	八月十三日	七月十八日	六月三十日	五月二十九日
一名	一名	一名	一名	一名	三名	二名	二名	一名	二名	一名	一名	一名	一名	二名	一名	二名	一名	一名	一名	一名	一名

三月十四日	三月 八日	三月 七日	三月 三日	二月十六日	二月 一日	昭和六十三年 一月 七日	十一月 六日	十月二十九日	十月二十八日	十月二十六日	十月二十四日	十月二十一日	十月十四日	九月二十八日	八月二十五日	八月二十四日	八月二十日	八月十八日	七月 一日	五月三十日	五月二十九日
一名	一名	一名	二名	一名	二名	一名	一名	一名	一名	一名	一名	一名	一名	一名	一名	一名	一名	三名	二名	一名	一名

十月三十日	十月二十六日	十月十八日	十月十七日	十月十五日	十月十三日	十月十二日	十月 五日	十月 三日	九月二十六日	九月十二日	八月二十四日	八月二十日	八月 一日	七月三十日	七月十一日	三月三十日	三月二十四日	三月二十三日	三月十九日	三月十八日	三月十七日
一名	一名	一名	一名	一名	一名	一名	一名	一名	一名	一名	一名	二名	一名	一名	一名	二名	一名	一名	一名	一名	二名

十二月 九日	一名
十二月 十三日	一名
平成元年 一月 八日	一名
一月 三十日	一名
二月 九日	一名
三月 七日	一名
三月 十二日	一名
三月 二十九日	一名
四月 四日	二名
四月 二十三日	一名
四月 二十六日	三名
五月 一日	一名
五月 十二日	二名
五月 十八日	一名
五月 十九日	二名
五月 二十二日	二名
五月 二十四日	一名
五月 三十日	一名
六月 二日	一名
六月 八日	一名
六月 十日	一名

六月 十六日	一名
六月 十九日	一名
六月 二十日	四名
六月 二十一日	一名
六月 二十二日	一名
七月 十七日	一名
八月 二十一日	一名
九月 六日	一名
九月 十四日	九名
九月 十九日	一名
九月 二十七日	二名
十月 二日	一名
十一月 十六日	二名
十一月 二十八日	二名
十二月 二日	一名
十二月 四日	二名
十二月 十日	二名
十二月 二十二日	一名
十二月 二十五日	二名
平成二年 一月 十五日	二名
一月 二十日	一名
二月 三日	一名

二月 十五日	一名
二月 十七日	一名
三月 十日	一名
三月 二十日	一名
三月 二十二日	一名
三月 二十三日	一名
三月 二十四日	二名
三月 二十七日	八名
三月 二十九日	五名
三月 三十一日	六名
四月 一日	一名
五月 一日	一名
七月 十一日	一名
七月 十三日	二名
七月 十九日	一名
五月 二十三日	一名
七月 二日	二名
八月 十四日	一名
八月 二十六日	二名
九月 二十五日	一名
十月 十七日	二名
十月 二十二日	一名

十月 二十八日	一名
十月 三十日	二名
十一月 四日	一名
十一月 十一日	一名
十二月 二十日	二名
十二月 二十一日	二名
十二月 十七日	一名
平成四年 三月 三日	五十一名
三月 二十二日	一名
三月 二十六日	一名
四月 二日	一名
五月 十八日	一名
六月 二十六日	一名
七月 十六日	一名
十月 三十日	一名
十一月 十八日	六名
二月 十七日	一名
三月 二十八日	一名
四月 二日	一名
七月 三十日	一名
八月 二十二日	一名

別表第四

平成年	九月 十二日	一名
平成年	九月 二十五日	一名
平成年	九月 二十七日	一名
平成年	十月 一日	三名
平成年	十月 四日	一名
平成年	一月 二十七日	一名
平成年	二月 二十三日	一名

平成年	六月 十五日	一名
平成年	九月 一日	一名
平成年	三月 二十日	十四名
平成年	八月 二日	一名
平成年	十月 二十四日	一名
平成年	二月 十九日	一名
平成年	二月 二十日	一名

年 度	工 事 費	試 測 驗 量 費 及	補 用 地 費 及	機 械 船 舶 及 具 費	營 繕 費	宿 舍 費	諸 工 費 事
昭和五十七年度	〇	四四八	四〇	一三	二〇	二〇	一一二
昭和五十六年度	〇	一七七	三五	二〇	二六	二三	八四
昭和五十五年度	〇	一二八	二七	四一	六〇	四	六八
昭和五十四年度	〇	一〇六	一〇	一六	五	五	六八
昭和五十三年度	〇	七二	〇	一九	五	四	六〇
昭和五十二年度	〇	六五	〇	六	四	五	四五
昭和五十一年度	〇	六一	〇	二	四	一三	五三
昭和五十年度	〇	五九	〇	七	四	五	五二
昭和四十九年度	〇	四四	〇	三四	二九	二二	五七
昭和四十八年度	〇	三三	〇	五	三	一六	三四
昭和四十七年度	〇	二一	〇	五	三	一六	二九

別表第五

(注) 単位は百万円である。

昭和五十八年度	〇	二五六	四〇	一四	二七	二三	一三三
昭和五十九年度	〇	四七六	四〇	三五	二二	三五	一四八
昭和六十年度	二	二二四	四〇	四二	六五	一〇	一六八
昭和六十一年度	〇	二一九	一、二九九	六四	七	一二	二二三
昭和六十二年度	二二	二九三	三、四四五	四六	六	一〇	二六六
昭和六十三年度	九五	三四五	五、二〇三	五七	七	一一	二七五
平成元年度	三四〇	五〇二	八、〇一八	二〇四	六	一三	三六九
平成二年度	一〇四	五六四	一〇、五八五	二〇一	七	九	四七八
平成三年度	六九	一、〇八八	一一、〇八九	一九五	一〇	一三	五一六
平成四年度	一七七	二、二八〇	九、四三三	一七六	八	一一	四三六
平成五年度	二四四	二、七二九	九、四五三	一四三	一〇	一一	四四五
平成六年度	七二〇	一、三〇二	七、二七二	一三七	一四	一五	四二九
平成七年度	一、一二一	一、五九五	八、九七四	一五三	一一	二〇	四五九

別表第六

(注) 単位は百万円である。

工 事 費	試 測 驗 量 費 及	補 用 地 費 及	機 械 船 舶 及 具 費	營 繕 費	宿 舍 費	工 事 諸 費
三三、九〇〇	六、一〇〇	八五、四〇〇	三、〇〇〇	六〇〇	六〇〇	六、四〇〇

(注) 単位は百万円である。

工 事 費	試 測 驗 量 費 及	補 用 地 費 及	機 械 船 舶 及 具 費	營 繕 費	宿 舍 費	工 事 諸 費
二九、四〇〇	二、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二、六〇〇	五〇〇	五〇〇	三、〇〇〇

平成九年五月二日提出
質問 第一九号

ホルマリンによる食品と海洋の汚染に関する
質問主意書

提出者 辻元 清美

ホルマリンによる食品と海洋の汚染に関する
質問主意書

先に提出された「ホルマリンによる食品と海洋の汚染に関する質問主意書」に対する答弁書（以下、「答弁書」という）の中で、その答弁内容が不十分であると思われる事項や調査中との答弁のあった事項等について、改めて質問する。次の事項に明確かつ詳細に答えられたい。

一 ホルマリンを扱うトラフグ養殖業者およびこれに対するホルマリンの販売元についての毒物及び劇物取締法の違反の有無に関する調査の結果を詳しく答えられたい。

二 毒物及び劇物取締法の違反の事例に対して警察はどのように対処するか具体的に答えられたい。

三 養殖されたトラフグのホルマリンの含有量について、厚生省の行った残留実態調査の結果および食品衛生法に基づく検査実施結果を詳しく答えられたい。

四 マエソやマダラ、そしてシイタケ等に含有されている天然成分としてのホルムアルデヒドと工業用ホルマリン中のホルムアルデヒドとは、

その構造式、環境中での挙動、生物における残留と蓄積そして人体への毒性影響等においてまったく同じものなのか、比較検討は行われているのか。もし行われていない場合には早急に調査すべきだと思ふがいかがか。

五 養殖されているアコヤガイからも高知県等でホルムアルデヒドが検出されているがその由来または原因についてどのように考えるか。不明の場合は早急に調査すべきだと思ふがいかがか。

六 農林水産大臣は水産資源保護法の適用を始めとして、有名無実化している水産庁長官通達に代わる厳しくかつ効果的な措置をトラフグ養殖におけるホルマリンの不法使用に対して早急に講ずるべきだと思ふがいかがか。

七 先の答弁書の十二についての中で答弁のあった真珠養殖の経営体数には稚貝や母貝の養成業者の数が含まれていない場合もあるようなので、トラフグ養殖漁業協同組合名に対応するような地域単協名毎にいわゆる玉入れ業者と稚貝・母貝養成業者の数を区別して答えていただきたい。

八 真珠養殖におけるいわゆる玉入れ業者が使用している母貝の県内、県間、国外を含めた購入状況の実態を数量的に答えられたい。特に三重県英虞湾、徳島県の内海、高知県の浦ノ内、愛媛県宇和島市三浦地区、長崎県大村湾について

ではその実態を詳細に答えられたい。
右質問する。

内閣衆質一四〇第一九号
平成九年五月三十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員辻元清美君提出ホルマリンによる食品と海洋の汚染に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員辻元清美君提出ホルマリンによる食品と海洋の汚染に関する質問に対する
答弁書

一について

ホルマリンを業務上取り扱う者に該当するおそれのあるとらふぐの養殖業者について、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）の違反がなかったかに関してこれらのとらふぐ養殖業者の住所地の県が調査を行ったところ、平成八年にホルマリンを業務上取り扱ったとらふぐ養殖業者二百二十六業者のうち一業者が、

同法第二十二條第五項において準用する同法第十二條第三項の毒物又は劇物の表示に関する規定に違反し、ホルマリンを劇物と表示した貯蔵庫ではない場所に貯蔵していることが判明したが、その際、立入検査した毒物劇物監視員が是

正を指導した結果、既に違反事由は解消したことが確認された旨報告を受けている。

また、これらのとらふぐ養殖業者のうち、平成八年にホルマリンを購入した旨回答のあった五十九業者からその販売元を聴取し、それらの販売元について毒物劇物販売業の登録を受けているかを調査したが、同法第三条の無登録者による毒物又は劇物の販売を禁止する規定に違反する事例は判明しなかった旨報告を受けている。一方、十一業者については平成八年における購入がなく、百四十四業者については販売元についての記録がなく不明であった旨報告を受けている。毒物又は劇物を業務上取り扱う者には毒物又は劇物の販売元について記録を保存する義務はなく、これらのとらふぐ養殖業者に対するホルマリンの販売元についての調査は今後の通常の監視の中で行うこととしている。残る十二業者に対しては販売元についてなお照会中である旨報告を受けている。

二について

警察においては、毒物及び劇物取締法に違反する事実があれば、事案の実態に即し、関係行政機関と連携を保つなどして、適正に対処することとしている。

三について

平成八年十二月から本年三月までに厚生省が都道府県及び地域保健法（昭和二十二年法律第

百一号)第五条第一項の規定に基づき政令で定める市(以下「都道府県等」という。)に対して調査を実施したところ、平成八年一月以降ホルマリンの使用が確認された養殖場の存在する都道府県等は静岡県、三重県、福井県、兵庫県、山口県、徳島県、高知県、長崎県、大分県、熊本県及び鹿児島県であり、また、使用に関する事実関係が不明な都道府県等は岡山県、愛媛県及び長崎市であった。

なお、これら都道府県等を含め、すべての都道府県等内の養殖場において、ホルマリンは現在使用されていない旨報告を受けている。

また、厚生省の指示により都道府県等において実施した、流通している養殖とらふぐ等の中に含まれるホルムアルデヒドの検査結果によると、天然とらふぐ十三検体中のホルムアルデヒドの検出最大値は含有率(当該物質の重量をその物質が含まれる試料の重量で除した数をいう。以下同じ)百万分の二・〇、養殖とらふぐのうち、ホルマリンを使用してない百十八検体中のホルムアルデヒドの検出最大値は含有率百万分の二・二、ホルマリンを使用した三十七検体中のホルムアルデヒドの検出最大値は含有率百万分の一・六であった。

したがって、天然とらふぐ、ホルマリンを使用していない養殖とらふぐ及びホルマリンを使

用していた養殖とらふぐのホルムアルデヒドの検出最大値の間で差異があるとは考えられない。

四について
天然成分としてのホルムアルデヒドと、工業用ホルマリン中のホルムアルデヒドとは、その分子の構造式、性質等において同じものである。

五について

平成八年十一月の高知県水産試験場の中間報告によると、検出されたホルムアルデヒドについては、あこやがいの死後の目肉の分解過程で生じたとみるのが自然な考え方であるように思われるとのことである。

六について

水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)の適用については、ホルマリンが、水産動植物に対して明白に有害であると立証される必要があるが、この点については、現在、ホルマリンが植物プランクトンの増殖等に及ぼす影響、ホルマリンのあこやがいに對する直接的影響等の基礎的な事項について調査を進めているところである。

七について

御指摘のとらふぐ養殖漁業協同組合ことの真珠養殖及び母貝養殖の経営体数は、以下のとおりである。

県名	とらふぐ養殖漁業協同組合名	真珠養殖経営体数	母貝養殖経営体数
鹿児島	東町漁業協同組合	一	四
	宇検村漁業協同組合	二	〇
	牛根漁業協同組合	〇	〇
	鹿屋市漁業協同組合	〇	〇
	錦江漁業協同組合	五	〇
	瀬戸内漁業協同組合	〇	〇
	垂水市漁業協同組合	〇	〇
	長島町漁業協同組合	〇	〇
	東桜島漁業協同組合	〇	〇
	福山町漁業協同組合	〇	〇
	阿翁浦漁業協同組合	〇	〇
	薄香漁業協同組合	〇	〇
	大瀬戸町漁業協同組合	〇	〇
	尾崎漁業協同組合	〇	〇
長崎	小浜町漁業協同組合	〇	〇
	上県町漁業協同組合	〇	〇
	上五島町漁業協同組合	〇	〇
	上対馬町漁業協同組合	〇	〇
	神部漁業協同組合	〇	〇
	小佐々町漁業協同組合	〇	〇
	佐世保市漁業協同組合	〇	〇
	三和町漁業協同組合	〇	〇
	鹿町漁業協同組合	〇	〇
	式見漁業協同組合	〇	〇
	新屋鹿漁業協同組合	〇	〇
	鷹島漁業協同組合	〇	〇
	田平町漁業協同組合	〇	〇
	玉之浦漁業協同組合	〇	〇

一四

福井	三重
内浦漁業協同組合 大島漁業協同組合 小浜市漁業協同組合 敦賀市漁業協同組合 丹生漁業協同組合 三方町漁業協同組合	阿曾浦漁業協同組合 大曾根漁業協同組合 尾鷲漁業協同組合 海野漁業協同組合 磯浦漁業協同組合 曾根浦漁業協同組合 道瀬漁業協同組合 錦漁業協同組合 迫間浦漁業協同組合 古江漁業協同組合 方座浦漁業協同組合 海山漁業協同組合 桃取町漁業協同組合
小計 その他組合 合計	小計 その他組合 合計
一三〇〇〇〇〇〇〇〇〇 一三 一三	一二四〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 一〇
小計 その他組合 合計	小計 その他組合 合計
一〇〇〇〇〇〇〇〇〇 一〇 一〇	七八〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 七八 七八

備考

一 経営体数は、平成八年度における各県による調査。

二 一の経営体が二以上の組合に所属している場合は、それぞれの組合に計上。

三 「とらふぐ養殖漁業協同組合」とは、とらふぐ養殖を行っている組合員が存在する漁業協同組合の名称。

四 「その他組合」とは、真珠養殖、母貝養殖を行っている組合員が存在する漁業協同組合のうち、とらふぐ養殖を行っている組合員が存在しない漁業協同組合。

平成九年六月三日 衆議院会議録第四十一号 議長 の報告

八について

御指摘の県における真珠養殖業者の母貝購入先別購入数は、以下のとおりである。

1 真珠養殖業者の母貝購入先別購入数

県名	計	県内	県外	国	外
鹿兒島	二、三八八	一八、八九一	二、三八八	〇	〇
長崎	五、二七八	〇	三、三八七	〇	〇
熊本	二八、四九一	〇	二八、四九一	〇	〇
大分	三、七一一	二、四〇七	一、三〇四	〇	〇
愛媛	四、四二九	四、四二九	〇	〇	〇
高知	七八九	四三四	三五五	〇	〇
福岡	八九五	〇	八九五	〇	〇
三重	二〇、八八〇	二、一四三	一八、七三七	〇	〇

2 地区ごとの母貝購入先別購入数

県名	地区	名	購入先	購入数(千個)
三重県	英虞湾	自県	愛媛県	一、八七八
		高知県	長崎県	一、九六三
		合計		五、四六六
徳島県	内ノ海	自県	愛媛県	二二八
		合計		一四、六一五
高知県	浦ノ内	自県	愛媛県	一六〇
		合計		四三四
愛媛県	宇和島市三浦地区	自県	愛媛県	三五五
		合計		七八九
長崎県	大村湾	自県	愛媛県	二、〇七五
		合計		二、〇七五
		自県	愛媛県	一〇、一二五
		合計		一、二七六

大分県		七八四
三重県		八〇
合計		一三、五六五

備考

購入数は、平成八年度における各県による調査。

学校図書館法の一部を改正する法律案

右の本院提出案を送付する。

平成九年五月九日

参議院議長 斎藤 十朗

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

学校図書館法の一部を改正する法律

学校図書館法(昭和二十八年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「大学」の下に「その他の教育機関を加える。

附則第二項中「当分の間」を「平成十五年三月三十一日までの間(政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間)」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

学校図書館法の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、学校図書館における司書教諭の職務の重要性にかんがみ、司書教諭の設置の計画的拡充を図るとともに、その養成を行うための教

平成九年五月三十日
文教委員長 二田 孝治
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

学校図書館法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び地方公共団体は、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 学校図書館は次世代の知と生きる力を育む宝庫であり、政府及び地方公共団体は不断の努力でその充実に取り組む、学校教育における図書館の重要性を広く啓蒙するとともに、今後中長期の学校図書館の在り方を総合的に検討すること。

二 政府及び地方公共団体は、この法律の趣旨を体し、司書教諭の計画的養成・発令に努めるとともに、小規模校への設置についても配慮すること。

三 政府は、司書教諭講習について、講習内容の現代化及び教員免許取得前の受講を可能にするなど受講資格の弾力化を図り、時代の進展に応じたものとなるよう努めること。

四 政府は、学校教育における学校図書館の意義・機能、司書教諭の果たす役割等を勘案し、司書教諭の教諭としての職務の在り方に関し、担当授業時間数の軽減や司書教諭の専任化を含め、検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

五 政府及び地方公共団体は、司書教諭の設置及びその職務の検討に当たっては、現に勤務する

いわゆる学校司書がその職を失う結果にならないよう配慮するとともに、職員配置を含めた、学校図書館整備のための地方公共団体独自の施策を、より一層充実するよう配慮すること。

六 政府及び地方公共団体は、ひきつづき、学校図書館資料の充実を図るとともに、マルチメディア時代に向けた学習情報センターとしての機能の充実に努めること。

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律案右の議案を提出する。

平成九年五月二十三日

提出者

- | | |
|-------|-------|
| 田中真紀子 | 河村 建夫 |
| 住 博司 | 中谷 元 |
| 栗原 博久 | 秋葉 忠利 |
| 園田 博之 | 藤村 修 |
| 山元 勉 | 栗屋 敏信 |

賛成者

坂岡 兵輔外三十二名

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期

する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号)の特例等を定めるものとする。

(教育職員免許法の特例)

第二条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免許法第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「修得した者」とあるのは、「修得した者(十八歳に達した後、七日を下らない範囲内において文部省令で定める期間、盲学校、聾学校若しくは養護学校又は社会福祉施設その他の施設で文部大臣が厚生大臣と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。)」とする。

2 前項の規定により読み替えられた教育職員免許法第五条第一項の規定による体験(以下「介護等の体験」という。)に関し必要な事項は、文部省令で定める。

3 介護等に関する専門的知識及び技術を有する者又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部省令で定めるものについて、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与については、第一項の規定は、適用しない。

(関係者の責務)

第三条 国、地方公共団体及びその他の関係機関

は、介護等の体験が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 盲学校、聾学校及び養護学校並びに社会福祉施設その他の施設で文部大臣が厚生大臣と協議して定めるものの設置者は、介護等の体験に關し必要な協力を行うよう努めるものとする。

3 大学及び文部大臣の指定する教員養成機関は、その学生又は生徒が介護等の体験を円滑に行うことができるよう適切な配慮をするものとする。

(教員の採用時における介護等の体験の勘案)

第四条 小学校又は中学校の教員を採用しようとする者は、その選考に当たっては、この法律の趣旨にのっとり、教員になろうとする者が行った介護等の体験を勘案するよう努めるものとする。

附 則

1 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の日前に大学又は文部大臣の指定する教員養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに教育職員免許法別表第一に規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得たものについては、第二条第一項の規定は、適用しない。

理 由

義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務

教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者には障害者、高齢者等に対する介護等の体験を行わせる等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律案(田中眞紀子君外九名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者には障害者、高齢者等に対する介護等の体験を行わせる等の措置を講ずることを趣旨とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 教育職員免許法の特例措置として、当分の間、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けるためには、同法第五条第一項の規定により、大学等における所定の単位の修得に加え、原則として盲学校、聾学校、養護学校又は社会福祉施設等において介護等の体験を行うことを要すること。

なお、介護等の体験に關し必要な事項は、文部省令で定めること。

2 普通免許状の授与を希望する者の介護等の

体験が適切に行われるよう、国及び地方公共団体、学校及び社会福祉施設等の設置者並びに大学及び教員養成機関は、それぞれ必要な措置、協力及び配慮をすること。

3 小学校又は中学校の教員を採用しようとする者は、その選考に当たっては、この法律の趣旨にのっとり、教員志望者が行った介護等の体験を勘案するよう努めること。

4 この法律は、平成十年四月一日から施行することとし、施行日前に大学等に在学した者の、これらを卒業するまでに小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得たものについては、適用しないものとする。

二 議案の可決理由

本案は、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成九年五月三十日

文教委員長 二田 孝治
衆議院議長 伊藤 一郎殿

児童福祉法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年四月十一日

参議院議長 斎藤 十朗
衆議院議長 伊藤 一郎殿

児童福祉法等の一部を改正する法律
(児童福祉法の一部改正)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

目次を削り、題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条—第二条)

第一節 定義(第一条—第七条)

第二節 児童福祉審議会(第八条—第十条)

第三節 児童福祉司及び児童委員(第十一条—第十四条)

第四節 児童相談所、福祉事務所及び保健所(第十五条—第十八条の三)

第二章 福祉の措置及び保障(第十九条—第三十四条の二)

第三章 事業及び施設(第三十四条の三—第四十九条)

第四章 費用(第四十九条の二—第五十六条の五)

第五章 雑則(第五十六条の六—第六十二条の二)

附則

第六条の二(第一項中「及び児童短期入所事業」を、「児童短期入所事業及び児童自立生活援助事業」に改め、同条に次の二項を加える。

この法律で、児童自立生活援助事業とは、第二十七条第九項の措置に係る者につき同項に規定する住居において同項に規定する日常

生活上の援助及び生活指導を行う事業をいう。

この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

第七条中「母子寮を「母子生活支援施設」に、「養護施設を「児童養護施設」に、「虚弱児施設、肢体不自由児施設を「肢体不自由児施設」に、「及び教護院を、「児童自立支援施設及び児童家庭支援センター」に改める。

第八条第四項中「夫、」を「それぞれに改め、同条第七項中「(第二項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会)」を削り、同条第四項の次に次の一項を加える。

都道府県児童福祉審議会(第二項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。第八項及び第二十七条第八項において同じ。は、第二項及び前項(当該地方社会福祉審議会にあつては、社会福祉事業法第六条第三項及び第十一条第一項)に定めるもののほか、第二十七条第八項に規定する措置に係る都道府県知事の諮問に答えるものとする。

第二十一条の十の次に次の一条を加える。

第二十一条の十一 市町村は、児童の健全な育成に資するため、第六条の二第六項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用に関する相談に応じ、及び助言を行い、並びに地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、当該児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

第二十三条中「母子寮を「母子生活支援施設」に改め、「生活保護法」の下に「(昭和二十五年法律第百四十四号)」を加える。

第二十四条中「政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、保護者の労働又は疾病等の「を「保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める」に、「と認める」を「場合において、保護者から申込みがあつたに、「入所させて保育する措置を採らなければ「を「において保育しなければ」に改め、同条ただし書中「加えなければ」を「しなければ」に改め、同条に次の四項を加える。

前項に規定する児童について保育所における保育を行うこと(以下「保育の実施」という。を希望する保護者は、厚生省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他の厚生省令の定める事項を記載した申込書を市

町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。

市町村は、第二十五条の二第四号又は第二十六条第一項第五号の規定による報告又は通知を受けた児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、保育の実施の申込みを勧奨しなければならない。

市町村は、第一項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第二十五条の二中「一」を「いずれかの」に改め、同条第三号中「から第二十四条まで」を「又は第二十三条」に改め、同条に次の一号を加える。

四 第二十四条第一項の規定による保育の実施が適当であると認める児童は、これをその保育の実施に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

第二十六条第二項中「一のを」を「いずれかの」に改め、同項第二号中「又は児童委員に指導させる」を「若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センターに指導を委託する」に改め、同項第四号中「から第二十四条まで」を「又は第二十三条」に改め、同項に次の一号を加える。

五 第二十四条第一項の規定による保育の実施が適当であると認める児童は、これをその保育の実施に係る市町村の長に通知すること。

第二十六条第二項中「健康状態」の下に「及び家庭環境、同号に規定する措置についての当該児童及びその保護者の意向」を加える。

第二十七条第一項中「一のを」を「いずれかの」に改め、同項第二号中「又は児童委員に指導させる」を「児童委員若しくは当該都道府県が設置する児童家庭支援センターの職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センターに指導を委託する」に改め、同項第三号中「預り」を「預かり」に、「もとに」を「下に」、「養護施設」を「児童養護施設」に改め、「虚弱児施設」を削り、「教護院」を「児童自立

支援施設」に改め、同条第三項及び第四項中「とる」を「採る」に改め、同条第五項中「且つ」を「かつ」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第六項中「更に」を「さらに」に改め、同条第七項中「とる」を「採る」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

都道府県知事は、政令の定めるところにより、第一項第一号から第三号までの措置（第三項の規定により採るもの及び第二十八条第一項第一号又は第二号ただし書の規定により採るものを除く。）若しくは第二項の措置を採る場合、第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合又は第六項の措置を採る場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

都道府県は、義務教育を終了した児童であつて、第一項第三号に規定する措置のうち政令で定めるものを解除されたものその他政令で定めるものについて、当該児童の自立を図るため、政令で定める基準に従い、これらの者が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を行い、又は当該都道府県以外の者に当該住居において当該日常生活上の援助及び生活指導を行うことを委託する措置を採ることができ

第二十七条の二を第二十七条の三とし、第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十七条の二 都道府県は、少年法第二十四条第一項第二号の保護処分決定を受けた児童につき、当該決定に従つて児童自立支援施設に入所させる措置（保護者の下から通わせて行つたものを除く。）又は児童養護施設に入所させる措置を採らなければならない。

前項に規定する措置は、この法律の適用については、前条第一項第三号の児童自立支援施設又は児童養護施設に入所させる措置とみなす。ただし、同条第四項及び第八項（措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する場合に係る部分を除く。）並びに第二十八条の規定の適用については、この限りでない。

第三十一条第一項中「養護施設を児童養護施設に」、「虚弱児施設又は教護院を」を「情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設」に改め、同条第三項中「前二項を」を「前各項」に改め、「ついでには」の下に「第二十三条本文又は」を加え、「又は第二項を」、「第二項若しくは第九項」に改め、同条第四項中「第一項又は第二項を」を「第二項又は第三項」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

都道府県は、第二十七条第九項の措置を採つた児童については、満二十歳に達するま

で、引き続きその者に援助を行い、又は同項に規定する委託を継続する措置を採ることができる。

第三十一条第一項として次の一項を加える。

都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、第二十三条本文の規定により母子生活支援施設に入所した児童については、満二十歳に達するまで、引き続きその者を母子生活支援施設に在所させる措置を採ることができ

第三十二条第一項中「又は第二項を」、「第二項又は第九項」に、「とる」を「採る」に改め、同条第二項中「又は第二十一条から第二十四条までの措置を採る」を、「第二十一条若しくは第二十三条の措置を採る権限又は第二十四条第一項の規定による保育の実施の権限及び同項ただし書に規定する保護の」に改める。

第三十三条の四中「措置を」を「措置又は保育の実施を」に、「掲げる者」を「定める者」に、「当該措置の」を「当該措置又は保育の実施の」に改め、同条第一号中、「第二十四条本文」を削り、「及び第二十七条第一項第二号」を「並びに第二十七条第一項第二号及び第九項」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二十四条第一項の規定による保育の実施 当該保育の実施に係る児童の保護者

第三十三条の五中、「第二十四条本文」を削り、「又は第二十七条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項」を、「第二十七条第一項第二号若しくは第三号、第二項若しくは第九項」に改め、「処分」の下に「又は第二十四条第一項の規定による保育の実施の解除」を加える。 第三十三条の六を削る。 第三十三条の七中、「の外」を「のほか」に改め、同条を第三十三条の六とし、第三十三条の八を第三十三条の七とする。 第三十三条の九中、「の外」を「のほか」に改め、同条を第三十三条の八とする。 第三十四条第一項中「左の各号」を「次に」に改め、同項第四号から第四号の三までの規定中「戸」を「戸々」に改め、同項第六号中「淫行」を「淫行」に改め、同項第七号中「虞」を「おそれ」に改め、同項第八号中「あつ旋」を「あつせん」に改め、同項第九号中「基く」を「基づく」に改め、同条第二項中「養護施設」を「児童養護施設」に、「虚弱児施設、肢体不自由児施設又は教護院」を「肢体不自由児施設又は児童自立支援施設」に、「夫々」を「それぞれ」に改める。 第三十四条の五中「第三項まで」の下に「若しくは第二十七条第九項」を加える。 第三十四条の六中「第三項まで」の下に「又は第二十七条第九項」を加え、同条の次に次の一条を加える。	第三十四条の七 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉事業法の定めるところにより、放課後児童健全育成事業を行うことができる。 第三十五条第一項中「児童福祉施設」の下に「(助産施設、母子生活支援施設及び保育所を除く。）」を加える。 第三十七条第一項中、「乳児」の下に「(保健上その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね二歳未満の幼児を含む。）」を加え、同条第二項を削る。 第三十八条中「母子寮を「母子生活支援施設」に改め、「保護する」の下に「とともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援する」を加える。 第四十一条中「養護施設」を「児童養護施設」に、「養護すること」を「養護し、あわせてその自立を支援すること」に改める。 第四十三条の二を削り、第四十三条を第四十三条の二とする。 第四十二条の二中「日日」を「日々」に、「もとから」を「下から」に改め、同条を第四十三条とする。 第四十三条の五中「おおむね十二歳未満の」を削る。 第四十四条中「教護院」を「児童自立支援施設」に、「虞」を「おそれ」に、「を入院させて、これを教護する」を「及び家庭環境その他の環境上の	理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する」に改め、同条の次に次の一条を加える。 第四十四条の二 児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。 児童家庭支援センターは、厚生省令の定める児童福祉施設に附置するものとする。 児童家庭支援センターの職員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。 第四十六条第三項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第四項中「第五十九条第二項」を「第五十九条第三項」に改める。 第四十六条の二中「基く措置」を「基づく措置又は保育の実施」に改める。 第四十八条第一項中「養護施設」を「児童養護施設」に、「虚弱児施設及び肢体不自由児施設」を「肢体不自由児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設」に改め、同条第二項	から第四項までを削り、同条の次に次の一条を加える。 第四十八条の二 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に關し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に關する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。 第四十九条中「及び」の下に「放課後児童健全育成事業並びに」を加える。 第四十九条の二中「市町村又は」及び「第二十二條から第二十四条まで又は」を削る。 第五十条中「の各号」を削り、同条第六号中「母子寮又は保育所について第二十二條から第二十四条まで」を「又は母子生活支援施設について第二十二條又は第二十三條本文」に改め、同条第六号の二中「(国の設置する助産施設又は母子寮に入所させた者につき、その入所後に要する費用を除く。）」を削り、同条を同条第六号の三とし、同条第六号の次に次の一号を加える。 六の二 都道府県の設置する保育所における第二十四条第一項の規定による保育の実施に要する保育費用(保育の実施につき第四十五条の最低基準を維持するために要する費用をいう。次条第一号の三及び第五十六条第三項において同じ。)
--	---	---	---

第五十条第七号中「養護施設」を「児童養護施設」に改め、「虚弱児施設」を削り、「教護院」を「児童自立支援施設」に改める。

第五十一条中の各号を削り、同条第一号の二中、第二十三条本文及び第二十四条本文を「及び第二十三条本文」に改め、「国及び」を削り、「母子寮又は保育所」を「又は母子生活支援施設」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の三 第二十四条第一項の規定による保育の実施(都道府県の設置する保育所におけるものを除く)に要する保育費用

第五十二条中「母子寮」を「母子生活支援施設」に、「虚弱児施設及び肢体不自由児施設」を「及び肢体不自由児施設」に、「乃至」を「ないし」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「及び児童厚生施設」を「児童厚生施設及び児童家庭支援センター」に改める。

第五十三条の三を削る。

第五十四条中「母子寮」を「母子生活支援施設」に、「虚弱児施設及び肢体不自由児施設」を「及び肢体不自由児施設」に、「乃至」を「ないし」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「及び児童厚生施設」を「児童厚生施設及び児童家庭支援センター」に改める。

第五十五条中「第五十一条第一号の二」の下に「及び第一号の三」を加える。

第五十六条第二項中「第五十条第四号から第七号の二までに規定する費用(同条第四号に規定する費用については、を第五十条第四号に規定する費用(に改め、「限る。」の下に「並びに同条第五号から第六号まで及び第六号の三から第七号の二までに規定する費用を加え、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第六項中「第二項」を「第三項まで」に改め、同条第七項中「第一項又は第五項」を「から第三項まで又は第六項」に改め、「又は第五項」を「第三項又は第六項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第五十条第六号の二に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第五十一条第一号の三に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

第五十六条の二第二項第二号中「措置」を「入所させる措置又は保育の実施」に改め、同条第二項中の「外」を「のほか」に、「左の各号」を「次に」に改め、同項第二号中「基く」を「基づく」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第五十六条の五中「第二条第二項第一号」を「第二条第二項第二号」に、「貸付」を「貸付け」に改める。

第五章中第五十七条の前に次の一条を加える。

第五十六条の六 地方公共団体は、児童の福祉を増進するため、第二十一条の十又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による福祉の措置及び第二十四条第一項の規定による保育の実施並びにその他の福祉の措置及び保障が適切に行われるように、相互に連絡及び調整を図らなければならない。

児童居宅生活支援事業又は放課後児童健全育成事業を行う者及び児童福祉施設を設置者は、その事業を行い、又はその施設を運営するに当たっては、相互に連携を図りつつ、児童及びその家庭からの相談に応ずることその他の地域の実情に応じた積極的な支援を行うように努めなければならない。

第六十二条の二中「第五十九条第二項」を「第五十九条第三項」に改める。

第六十三条の二第二項中「第三十一条第一項」を「第三十一条第二項」に改め、同条第二項中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改め、同条第四項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

(社会福祉事業法の一部改正)

第二条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「母子寮、養護施設」を

「母子生活支援施設、児童養護施設」に、「虚弱児施設、肢体不自由児施設」を「肢体不自由児施設」に、「教護院」を「児童自立支援施設」に改め、同条第三項第二号中「又は児童短期人所事業」を「児童短期人所事業、児童自立生活援助事業又は放課後児童健全育成事業」に、「又は児童厚生施設」を「児童厚生施設又は児童家庭支援センター」に改める。

(母子及び寡婦福祉法の一部改正)

第三条 母子及び寡婦福祉法(昭和二十九年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「機関及び」を「機関並びに児童福祉法第四十四条の二に規定する児童家庭支援センター、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設及び母子福祉団体並びに」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の児童福祉法(附則第五条から第八条までにおいて「旧法」という)第二十四条の規定により保育所に入所している児童は、第一条の規定による改正後の児童福祉法(次条から附則第五条までにおいて「新法」という)第二十四

条第一項の規定により市町村が保育所において保育を行っている児童とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に新法第六条の二

第五項に規定する児童自立生活援助事業を行っている国及び都道府県以外の者について新法第三十四条の三第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成九年法律第 号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。

第四条 この法律の施行の際現に新法第六条の二

第六項に規定する放課後児童健全育成事業を行っている市町村、社会福祉法人その他の者について社会福祉事業法第六十四条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「事業開始の日から一月」とあるのは、「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成九年法律第 号）の施行の日から起算して三月」とする。

第五条 この法律の施行の際現に存する旧法の規定による母子寮、養護施設又は教護院は、それぞれ新法第三十五条の規定により設置された母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設とみなす。

2 この法律の施行の際現に存する旧法の規定による虚弱児施設は、新法第三十五条の規定により設置された児童養護施設とみなす。

第六条 旧法第四十八条第二項の規定により旧法

第四十四条に規定する教護院の長が発行した同項の証明書は効力については、なお従前の例による。

第七条 当分の間、児童自立支援施設の長は、入所中学校教育法（昭和二十二年法律第二十八号）の規定による小学校又は中学校に準ずる教科を修めた児童に対し、修了の事実を証する証明書を発行することができる。この場合において、児童自立支援施設の長は、当該教科に関する事項については、文部大臣の勧告に従わなければならない。

2 前項の証明書の効力については、旧法第四十八条第四項の規定の例による。

第八条 この法律の施行前に支弁した旧法第四十九条の二、第五十条第八号及び第五十一条第一号の二に規定する費用の徴収については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第九条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第六号中「養護施設、教護院を「児童養護施設、児童自立支援施設に改める。別表第一第二十号中「母子寮」を「母子生活支援施設」に、「教護院」を「児童自立支援施設」に改める。

別表第二第一号（四）及び第二号（十五）中「母子寮」を「母子生活支援施設」に改める。

別表第三第一号（五）中、児童福祉施設に入所している児童等の入所及び入所後の保護に要する費用の支弁に関する市町村の事務の処理状況を实地に調査させを削る。

別表第六第一号（一）の表中「教護院」を「児童自立支援施設」に改める。

別表第七第一号の表児童福祉法第八条第二項ただし書に該当しない都道府県の都道府県知事の項中「及び第七項」を、「第五項及び第八項」に改める。

（少年法の一部改正）

第十条 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第二号及び第二十七条の二第二項中「教護院」を「児童自立支援施設」に、「養護施設」を「児童養護施設」に改める。

（少年法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 前条の規定による改正前の少年法第二十四条第一項第二号の規定によりなされた教護院に送致する決定又は養護施設に送致する決定であつて、この法律の施行の際その決定に係る保護処分が終了していないものについては、それぞれ前条の規定による改正後の同号の規定によりなされた児童自立支援施設に送致する決定又は児童養護施設に送致する決定とみなす。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第十二条 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律

第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「第二十七条第一項第三号」の下に「又は第二十七条の二」を加え、「代つて」を「代わつて」に改める。

（生活保護法の一部改正）

第十三条 生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第二号中「母子寮」を「母子生活支援施設」に改める。

（国有財産特別措置法の一部改正）

第十四条 国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設を削り、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 地方公共団体において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げるいずれかの用に主として供する施設の用に供するとき。

イ 児童福祉法の規定に基づき都道府県又

は市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

口 児童福祉法の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る保育の実施の用

(国民健康保険法の一部改正)

第十五条 国民健康保険法(昭和三十三年法律百九十二号)の一部を次のように改正する。

第百十八條の二中「第二十七條第一項第三号」の下に「若しくは第二十七條の二第一項を加え、「同条第二項」を「第二十七條第二項」に改める。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正)

第十六条 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「母子寮」を「母子生活支援施設」に、「養護施設」を「児童養護施設」に改め、「、虚弱児施設」を削り、「教護院」を「児童自立支援施設」に改め、同条第二項第一号中「児童居宅介護等事業」の下に「及び児童自立生活援助事業」を加える。

(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第十七条 地震防災対策強化地域における地震対

策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和五十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二中「虚弱児施設、肢体不自由児施設」を「肢体不自由児施設」に改める。

(地震防災対策特別措置法の一部改正)

第十八条 地震防災対策特別措置法(平成七年法律百一十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二中「虚弱児施設、肢体不自由児施設」を「肢体不自由児施設」に改める。

(介護保険法施行法の一部改正)

第十九条 介護保険法施行法(平成九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二十条のうち老人福祉法(昭和三十八年法律百三十三号)第二十五条の改正規定中「第二條第二項第二号」を「第二條第二項第三号」に改める。

第三十六條のうち国民健康保険法第百十六條の二の改正規定中「同条第一項第三号」の下に「若しくは同法第二十七條の二を加え、「同条第二項」を「同法第二十七條第二項」に改める。

第六十二條中国有財産特別措置法第二條第二項の改正規定を次のように改める。

第二条第二項第一号中、「老人福祉法(昭和

三十八年法律百三十三号)第五条の三に規

定する老人福祉施設」を削り、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 地方公共団体において、老人福祉法

(昭和三十八年法律百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一若しくは二以上の用に主として供する施設の用に供するとき。

イ 老人福祉法の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ロ 介護保険法(平成九年法律第

号)の規定による通所介護又は短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の支給に係る者に対する居宅サービスその他これに類するものとして政令で定めるものの用

ハ 介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者に対する施設サービスその他これに類するものとして政令で定めるものの用

児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭と地域の子育て機能の低下等児童及び家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、児童の福祉の増進を図るため、市町村の措置による保育所入所の仕組みを情報の提供に基づき保護者が保育所を選択する仕組みに改め、保護を要する児童を対象とする児童福祉施設の名称及び機能の見直し、並びに児童家庭支援センターの創設による地域の相談援助体制の整備等の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 児童福祉法の一部改正

(一) 保育所に関する事項

(1) 保育所への入所の仕組みに関する事項
ア 市町村は、保育に欠ける乳幼児等の保護者からの申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならぬものとする。

イ 保育の実施を希望する保護者は、希望する保育所等を記載して市町村に申込みを行うものとする。この場合において、保育所は保護者に代わって申込みを行うことができるものとする。

ウ 市町村は、一の保育所について申込児童のすべてが入所するときに適切な保育が困難となる等の場合には、入所児童を公正な方法で選考できるものとする。

エ 市町村は、福祉事務所又は児童相談所より保育の実施が適当である旨の報告又は通知を受けた児童の保護者に保育の実施の申込みの勧奨をしなければならないものとする。

オ 市町村は、保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、保育所の設備及び運営の状況等の情報提供を行わなければならないものとする。

(2) 保育所による情報提供及び保育相談に関する事項

保育所は、地域の住民に対し、その保育に関する情報提供を行うとともに、乳幼児等の保育に関する相談に応じ、助言を行うよう努めなければならないものとする。

(3) 保育費用の徴収に関する事項

保育所の保育費用を支弁した市町村長等は、本人又はその扶養義務者から保育費用を徴収した場合の家計に与える影響を考慮して児童の年齢等に応じて定める額を徴収できること。

(二) 放課後児童健全育成事業に関する事項

(1) 放課後児童健全育成事業とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいうものとする。

(2) 市町村は、放課後児童健全育成事業について、対象となる児童の同事業の利用に関する相談及び助言、地域の実情に応じた同事業の実施、同事業を行う者との連携等により、利用の促進に努めるものとする。

(3) 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉事業法の定めるところにより、放課後児童健全育成事業を行うことができるものとする。

(三) 児童相談所に関する事項

(1) 児童相談所長の都道府県知事への報告書の記載事項に、児童の家庭環境並びに措置についての児童及びその保護者の意向を追加すること。

(2) 都道府県知事は、施設入所等の措置の決定及びその解除等に当たって、一定の場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならないものとする。

(四) 児童自立生活援助事業に関する事項

都道府県は、義務教育終了後の児童であつて施設入所等の措置のうち政令で定めるものを解除されたもの等の自立を図るため、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を行い、又は委託する措置を採ることができるとし、この事業を児童自立生活援助事業として児童居宅生活支援事業に位置付けること。なお、当該措置を採った児童については、その児童が満二十歳になるまで引き続き当該措置を継続することができるものとする。

(五) 児童福祉施設の名称及び機能に関する事項

(1) 乳児院に、乳児のほか、保健上その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね二歳未満の幼児を入院させることができるものとする。

(2) 母子寮の目的に、入所者の自立の促進のためにその生活を支援することを加え、児童が満二十歳になるまで引き続き母子を在所させることができるものとする。とともに、その名称を母子生活支援施設に改称すること。

(3) 養護施設が児童の自立を支援することを明確化し、その名称を児童養護施設に

改称すること。

(4) 虚弱児施設に係る規定を削除し、法律の施行の際現に存する虚弱児施設は児童養護施設とみなすものとする。

(5) 情緒障害児短期治療施設の対象児童の年齢要件に係る規定を削除するとともに、児童が満二十歳になるまで引き続きその者を在所させることができるものとする。また、施設長の入所児童を就学させる義務を規定すること。

(6) 教護院

ア 教護院の対象児童を、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童のほか、家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童とともに、その機能を、入所又は通所により個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することとし、その名称を児童自立支援施設に改称すること。

イ 施設長の入所児童を就学させる義務を規定するとともに、在院中小中学校に準ずる教科を修めた児童に対する修了証書の発行に係る規定等を削除すること。なお、当分の間、施設長は修了証書の発行をすることができるとする。

(六) 児童家庭支援センターに関する事項

(1) 児童相談所長又は都道府県は、児童又はその保護者を児童家庭支援センターの職員に指導させ、又は指導を委託する措置を採ることができること。

(2) 地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童に対する指導及び児童相談所等との連絡調整等を総合的に行うことを目的とする児童福祉施設として、児童家庭支援センターを設けること。

(3) 児童家庭支援センターは厚生省令の定める児童福祉施設に附置するものとするとともに、児童家庭支援センターの職員について守秘義務規定を設けること。

(四) 関係地方公共団体等の連携等に関する事項

現行の地方公共団体相互間の連絡調整の責務の対象事務を保育の実施等に拡大するとともに、児童居宅生活支援事業等を行う者及び児童福祉施設の設置者は、相互に連携し、児童及び家庭からの相談に応ずるなどの地域の実情に応じた積極的な支援に努めなければならないものとする。

(五) その他所要の規定の整備を行うこと。

2 社会福祉事業法の一部改正

新たに児童福祉法にいう児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業及び児童家庭支援センターを経営する事業を第二種社会福祉事業とすることその他所要の改正を行うこと。

3 母子及び寡婦福祉法の一部改正

母子家庭の母及び児童の就労支援のため、公共職業安定所と相互に協力するものとして、母子相談員その他母子家庭の福祉に関する機関に加え、児童家庭支援センター、母子生活支援施設及び母子福祉団体を規定すること。

4 施行期日等

(一) この法律は、平成十年四月一日から施行すること。

(二) この法律の施行に際し必要な経過措置を定めるとともに、その他関係法律について所要の規定の整備を行うこと。

二 議案の可決理由

少子化の進行、家庭と地域の子育て機能の低下等児童及び家庭を取り巻く環境の変化にかんがみ、児童の福祉の増進を図るため、市町村の措置による保育所入所の仕組みを情報の提供に基づき保護者が保育所を選択する仕組みに改め、保護を要する児童を対象とする児童福祉施設の名称及び機能の見直し、並びに児童家庭支援センターの創設による地域の相談援助体制の整備等の措置を講ずることは、時宜に資するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成九年五月三十日
厚生委員長 町村 信孝
衆議院議長 伊藤宗一郎殿
〔別紙〕
児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一 少子化問題の重要性にかんがみ、長期的展望に立ち、社会保障、教育、産業、雇用、住宅など幅広い見地から、少子化対策の総合的な検討を進めるとともに、子育てに対する支援の強化を図ること。

二 「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、児童福祉法の理念及び在り方等について早急に検討し、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるとともに、施策の実施に当たっては、児童の最善の利益を考慮した取扱いが図られるよう努めること。

三 保育料は現行水準を後退させないよう配慮し、また、低年齢児及び中間所得者層に十分配慮すること。

慮するとともに、保育費用等に対する公的責任を後退させないこと。

四 利用者の側に立った施策の推進、民間・公立を問わず施設の自主性の発揮等の観点から踏まえ、乳児保育、障害児保育、延長保育等多様な保育需要に即応した質の高い保育サービスの提供を図るとともに、国の定めるエンゼルプラン及び緊急保育対策等五か年事業の着実な推進に努めること。また、地域の実情等により保育需要や子育て環境等は異なることを踏まえ、都市部を中心とした乳児保育等の待機児童の解消、保育所と老人福祉施設等との連携や共用化の推進など地域の実情等を踏まえた施策の展開に努めること。

五 放課後児童健全育成事業の全国的な拡充について、国としても所要の努力を行うとともに、公共施設の一層の活用を図ること。

六 各児童福祉施設の運営については、児童が適性を伸ばし、社会的自立を確保できるよう配慮すること。また、児童や家庭をめぐる問題の複雑・多様化に対応するため、今回の改正の趣旨も踏まえ、教育行政とも十分連携の上、今後とも要保護児童福祉施設の体系及び各施設の機能等の検討を行うこと。特に、児童自立支援施設については、児童が速やかに学校教育を受けられるよう努めるとともに、不登校であることを理由として児童自立支援施設への入所措置が行

児童福祉法等の一部を改正する法律案及び同報告書
結について承認を求めるの件及び同報告書

投資の促進及び保護に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締

七 児童相談所や児童福祉施設の人材確保と資質の向上に一層努めるとともに、国民の生活水準の向上、地域の実情、施設運営の自主性確保のための基準の弾力化といった観点等を踏まえ、施設の要員配置、施設設備等に関する最低基準の見直しを図ること。また、児童家庭支援センターの設置に当たっては、要保護児童の早期発見・迅速かつ適切な対応ができるよう、児童相談所等との有機的な連携に配慮するなどその目的が十分達成されるよう努めること。

八 児童相談所が人所措置等を行うに当たって都道府県児童福祉審議会の意見を聴くこととした趣旨・目的が十分達せられるよう、審議会に法律・医学の専門家や児童福祉関係者等からなる部会を設けるなど運用上適切な配慮を行うこと。

九 児童の人権の尊重という観点から、虐待、買春、性的搾取等に関する規制の強化等について検討を進めること。また、児童虐待に関する児童福祉法の運用基準の明確化等を図り、その防止及び児童の保護に万全を期するとともに、児童福祉施設において体罰が生じることがないよう施設等に対する指導の徹底等を図ること。

十 母子家庭施策については、就労支援を中心にした総合的な施策を講ずること。児童扶養手当につ

いては、民法における扶養責任との関係等を含め総合的に検討すること。また、父子家庭に対する支援等の拡充に努めること。

十一 虚弱児施設の児童養護施設への移行に当たっては、現在入所している児童の処遇等に支障が生じないよう適切な配慮を行うこと。

投資の促進及び保護に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成九年五月二十七日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

投資の促進及び保護に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

政府は、日本国及び香港のそれぞれの投資家による他方の地域内における投資を増加させるための良好な条件を作り出し、並びに事業に係る個々

の自発的活動を促進させることを通じて日本国及び香港に一層の繁栄をもたらすため、平成九年五月十五日に東京で、投資の促進及び保護に関する日本国政府と香港政府との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

投資の促進及び保護に関する日本国政府と香港政府との間の協定

日本国政府及び香港の外交について責任を有する主権国家の政府によりこの協定を締結することについて正当に授權された香港政府(以下「締約政府」という)は、

一方の締約政府の投資家による他方の締約政府の地域内における投資を増加させるための良好な条件を作り出すことを希望し、

投資の促進及び相互保護が、事業に係る個々の自発的活動の促進に貢献し、両締約政府の地域において一層の繁栄をもたらすこととなることを認識して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(1) 「地域」とは、

(a) 日本国に関しては、日本国の主権の下にある領域(領海を含む)をいう。

(b) 香港に関しては、香港島、九龍及び新界をいう。

(2) 「会社」とは、

(a) 日本国に関しては、有限責任のものであるかないか、法人格を有するものであるかないか、また、金銭的利益を目的とするものであるかないかを問わず、日本国の法令に基づいて設立され、かつ、その地域内に住所を有する社団法人、組合、会社及び団体をいう。

(b) 香港に関しては、有限責任のものであるかないか、法人格を有するものであるかないか、また、金銭的利益を目的とするものであるかないかを問わず、香港において施行されている法令に基づいて設立された社団法人、組合及び団体をいう。

(3) 「投資財産」とは、次のものを含むすべての種類の資産をいう。

(a) 動産及び不動産に関する権利
(b) 株式及びその他の形態の会社の持分
(c) 金銭債権又は金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(d) 開示されていない情報を含む知的所有権及び営業用の名称

(e) 天然資源の探査及び採掘のための権利等の特許に基づく権利であって、法律又は契約に基づいて与えられるもの
投資された資産の形態の変更は、投資財産としての性質に影響を及ぼさない。

(4) 「投資家」とは、

- (a) 日本国に關しては、次のものをいう。
- (i) 日本国の国籍を有する自然人
- (ii) (2)(a)に定義された会社
- (b) 香港に關しては、次のものをいう。
- (i) 香港の地域に居住する權利を有する自然人
- (ii) (2)(b)に定義された会社

- (5) 「収益」とは、利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料等の投資財産から生ずる価値をいう。
- (6) 「投資に關連する事業活動」には、次のものを含む。

- (a) 支店、代理店、事務所、工場その他の事業活動の遂行のための適当な施設の維持
- (b) 投資家により設立され又は取得された会社の支配及び経営
- (c) 会計士等の技術者、高級職員、弁護士、代理を業とする者その他の専門家の雇用
- (d) 契約の締結及び履行
- (e) 投資財産及び収益の使用、享受又は処分等事業活動の遂行に關連するもの

第二条

1 各締約政府は、他方の締約政府の投資家による投資が自己の地域内において行われるための良好な条件を醸成し、及び關係法令によって与えられた権限を行使する自己の權利を留保の上、これらの投資を許可する。

2 いずれの一方の締約政府の投資家も、他方の

締約政府の地域内において、投資の許可及び投資の許可に關連する事項に關し、両締約政府以外の政府の投資家に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

3 各締約政府の投資家の投資財産及び収益は、他方の締約政府の地域内において、常に公正かつ衡平な待遇を与えられ、並びに完全な保護及び保障を享受する。いずれの締約政府も自己の地域内において、不当な又は差別的な措置により、他方の締約政府の投資家の投資に關連する事業活動をいかなる意味においても阻害してはならない。各締約政府は、他方の締約政府の投資家の投資に關して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。

第三条

いずれの一方の締約政府の投資家も、他方の締約政府の地域内において、投資財産、収益及び投資に關連する事業活動に關し、当該他方の締約政府又は両締約政府以外の政府の投資家に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第四条

いずれか一方の締約政府が自己の地域内において他方の締約政府の投資家に對し当該投資家の權利の行使及び保護のためすべての審級にわたり裁判所の裁判を受け及び行政機関に對して申立てをする權利に關して与える待遇は、当該一方の締約

政府又は両締約政府以外の政府の投資家に与える待遇よりも不利な待遇であつてはならない。

第五条

1 正当な法的手続に従つて、公共のために、かつ、無差別の原則に基づいて行われる収用又はこれと同等の効果を有する措置であつて補償を伴うものによる場合を除くほか、いずれの一方の締約政府の投資家の投資財産及び収益も、他方の締約政府の地域内において、収用又はこれと同等の効果を有する措置(以下単に「収用」という。)の對象としてはならない。当該補償は、収用が行われた時又は差し迫つた収用が公表された時のいずれか早い方の時における投資財産及び収益の實際の価格に相当するもの(収用が行われるとの見通しによつて實際の価格の減少が生じていた場合には、当該減少がなかったものとして計算する。)でなければならず、並びに不当に遲滞することなく、かつ、支払の時までの期間を考慮した妥当な利子を付して支払われなければならない。当該補償は、實際に換価をすることのできるものでなければならず、並びにその交換及び移転は、自由でなければならぬ。

2 影響を受けた投資家は、自己の事案及び補償の価額に關し、この条に規定される原則によつて審査を受けるために、収用を行つた締約政府の管轄裁判所の裁判を受け又は行政機関に對して申立てをする權利を有する。ただし、第九条の規定の適用を妨げない。

3 一方の締約政府が、自己の地域内で施行されている法令に基づいて設立された会社であつて他方の締約政府の投資家が当該会社の株式又は他の利益を有するものの資産を収用する場合には、当該一方の締約政府は、当該投資家の投資財産及び収益に關し、1に規定する補償を当該投資家に對して保証するために必要な範囲内で、1及び2の規定の適用を確保する。

4 いずれの一方の締約政府の投資家も、他方の締約政府の地域内において、1から3までに規定する事項に關し、当該他方の締約政府又は両締約政府以外の政府の投資家に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第六条

1 いずれか一方の締約政府の投資家で、他方の締約政府の地域内において、敵對行為の発生又は革命、反乱、暴動、騒乱等の国家緊急事態により投資財産、収益又は投資に關連する事業活動に關して損害を被つたものは、当該他方の締約政府によつてとられる原状回復、補償、他の補償的措置等のいかなる措置に關しても、他方の締約政府又は両締約政府以外の政府の投資家に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。このような措置の結果支払われるものは、實際に換価をすることのできるものでなけ

ればならず、並びにその交換及び移転は、自由でなければならない。

2 1の規定を害することなく、一方の締約政府の投資家であつて他方の締約政府の地域内において1に規定するいずれかの事態において次に掲げる行為により損失を被つたものは、原状回復又は妥当な補償が与えられる。その結果支払われるものは、実際に換価をすることのできるものでなければならず、並びにその交換及び移転は、自由でなければならない。

(a) 当該他方の締約政府の当局による当該一方の締約政府の投資家の財産の徴発

(b) 当該他方の締約政府の当局による当該一方の締約政府の投資家の財産の破壊であつて当該事態において必要とはされなかったもの

3 2の適用上、香港に関しては、「当局」には、香港の外交について責任を有する主権国家の政府の軍隊が含まれるものとする。

第七条

1 各締約政府は、投資に関し、他方の締約政府の投資家に対して、当該各締約政府の地域外又は地域内への当該投資家の投資財産及び収益の移転(支払の資金、貸付けの返済のための資金、売上金、投資財産の全部又は一部の清算によって得られる収入及び当該各締約政府の地域内の投資財産において就労することを認められた個人の資金の移転を含む。)を自由に行う権利を保証する。

2 通貨の送金は、いずれの自由交換可能通貨によつても遅滞なく行われるものとする。

第八条

いずれか一方の締約政府又は当該締約政府によつて指定された機関が、当該一方の締約政府の投資家に対し、他方の締約政府の地域内にある投資財産及び収益に関して、当該一方の締約政府の関税法令に従つて引き受けた損害のてん補、保証又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約政府は、当該支払の原因となつた投資財産及び収益に対する当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約政府又は当該締約政府によつて指定された機関への移転並びに当該投資家の請求権又は訴権についての当該一方の締約政府又は当該締約政府によつて指定された機関による代位で当該移転に関連して生ずるものを承認する。当該一方の締約政府又は当該締約政府によつて指定された機関に対する支払及び当該支払の移転については、第五条、第六条及び前条の規定を準用する。

第九条

1 一方の締約政府の投資家と他方の締約政府との間の紛争であつて当該他方の締約政府の地域内における当該投資家による投資に関するものは、可能な限り、紛争の当事者間の友好的な協議により解決されるものとする。

2 一方の締約政府の投資家と他方の締約政府との間の紛争であつて当該他方の締約政府の地域

内における当該投資家による投資に関するものが友好的に解決されない場合には、当該紛争は、紛争のいずれか一方の当事者の書面による請求から六箇月の期間を満了した後に紛争の解決のための手続で紛争の当事者間で合意されたものに付託されるものとする。当該六箇月の期間内に当該手続につき合意が得られなかった場合には、紛争は、当該投資家の要請により国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則であつてその時点で有効なものに基づいて仲裁に付託されるものとする。紛争の当事者は、書面により当該仲裁規則の修正について合意することができ

この協定は、一方の締約政府の投資家の投資財産及び収益であつて、この協定の効力発生の日前及び効力発生の日以後に他方の締約政府の地域内において当該他方の締約政府の関税法令に従つて取得されたものについて適用する。

第十一条

1 両締約政府は、この協定の解釈又は適用に関する問題についていずれか一方の締約政府の要請がある場合には、協議する。

2 この協定の解釈又は適用に関して両締約政府の間に紛争が生じた場合には、両締約政府は、まず、交渉による紛争の解決に努める。

3 両締約政府が交渉によつて2の紛争を解決することができなかった場合には、当該紛争は、いずれか一方の締約政府の要請により、次に定める方法に従つて構成される仲裁裁判所に決定のため付託されるものとする。

(a) 各締約政府は、書面による仲裁の要請を受領した後三十日の期間内にそれぞれ一人の仲裁人を任命する。任命された二人の仲裁人は、いずれか遅く任命された仲裁人の任命が行われた日以後六十日の期間内に、紛争に関する中立と認められる国の国民一人を合意によつて第三の仲裁人として任命するものとすし、当該第三の仲裁人は、仲裁裁判所の長として行動する。

3 2の規定は、いずれか一方の締約政府の投資家が他方の締約政府の地域内において行政的又は司法的解決を求めることができることを妨げるものと解してはならない。ただし、当該投資家が、当該他方の締約政府の地域内において、自己の投資に関する紛争について行政的又は司法的解決を求めている場合は、当該紛争を2に規定する仲裁に付託することはできない。

4 いずれか一方の締約政府の会社であつて他方の締約政府の投資家により所有され又は支配されているものが行う投資から紛争が生ずる場合には、当該投資家は、当該会社に代わつて当該紛争を2に規定する仲裁に付託することができ

(b) 各締約政府の任命した仲裁人が(a)に規定する期間内に第三の仲裁人について合意しなかった場合には、いずれの一方の締約政府も、個人としての国際司法裁判所長に対し、三十日の期間内に必要な任命を行うよう要請することができる。国際司法裁判所長が、自ららが紛争に中立とはみなされない国の国民であると認める場合又は他の理由により当該第三の仲裁人の任命を行うことができないと認める場合には、いずれか一方の締約政府は、個人としての国際司法裁判所次長又は、それが不可能なときは、同様の理由により不適格であるとはされない個人としての同裁判所の最も上席の裁判官に対し、任命を行うよう要請することができる。

4 仲裁裁判所は、両締約政府の間で別段の合意のある場合を除くほか、自己の管轄権の範囲を決定し、及び自己の手続について定める。

5 仲裁裁判所は、審問又は、審問が行われない場合には、両締約政府による陳述の終了後六十日の期間内に決定を行うよう最善の努力を払う。

6 仲裁裁判所の決定は、最終的なものとし、両締約政府を拘束する。

7 各締約政府は、自らが任命した仲裁人に係る費用を負担する。国際司法裁判所長、同次長又は同裁判所の最も上席の裁判官が3(b)に規定する手続を実施するために要した費用を含む仲裁

裁判所のその他の費用については、両締約政府が平等に負担する。

第十二条

1 第三条の規定は、いずれか一方の締約政府に対し、両締約政府以外の政府との間の相互主義に基づき又は二重課税の回避若しくは脱税の防止のための協定により与えている租税に関する特別の利益を、他方の締約政府の投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない。

2 第三条の規定にかかわらず、いずれか一方の締約政府が次に掲げる事項に関して他方の締約政府の投資家に与える待遇は、両締約政府以外の政府の投資家に対して与える待遇よりも不利でない待遇に限定することができる。

(a) 当該いずれか一方の締約政府の権限ある当局の航空機登録簿に航空機を登録する条件及びその登録から生ずる事項並びに船舶の国籍に関する事項又はその国籍から生ずる事項

(b) 船舶又は船舶に関する利益の取得

3 第三条の規定にかかわらず、いずれの一方の締約政府も、自己の地域内における外国人及び外国会社の活動に関して特別の手続を定めることができる。ただし、当該手続が第三条に定める権利を実質的に害するものでないことを条件とする。

第十三条

1 いずれか一方の締約政府の投資家により所有され又は支配される非締約政府の会社は、他方

の締約政府の地域内において次の待遇を与えられる。

(a) 第二条2に定める事項に関し、両締約政府以外の政府の投資家により所有され又は支配される同様の会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇

(b) 第三条、第五条1から3まで、第六条及び第十条に定める事項に関し、当該他方の締約政府又は両締約政府以外の政府の投資家により所有され又は支配される同様の会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇

2 1の規定は、1に規定する非締約政府及び他方の締約政府が署名当事者となっている国際協定であって投資の促進及び保護に関するものが当該非締約政府の会社に適用される場合には、適用しない。

第十四条

第一条(3)の規定に関し、この協定のいかなる規定も、知的所有権に関する国際協定であって両締約政府が当事者となっているものに基づく権利及び義務を害するものと解してはならない。

第十五条

1 この協定は、この協定の効力発生に必要な自己の要件が満たされた旨を通告する公文が両締約政府の間で交換された日に効力を生ずる。

2 この協定は、十五年の期間効力を有するものとし、その後は3の規定に従って終了する時まで引き続き効力を有する。

3 いずれの一方の締約政府も、一年前に他方の締約政府に対して書面による予告を与えることにより、最初の十五年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

4 この協定の終了の日の前に取得された投資財産及び収益に関しては、前各条の規定は、この協定の終了の日から更に十五年の期間引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各目の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十七年五月十五日に東京で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

池田行彦

香港政府のために

曾蔭權

議定書

投資の促進及び保護に関する日本国政府と香港政府との間の協定(以下「協定」という。)に署名するに当たり、下名は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 協定第六条2の規定にかかわらず、日本国政府は、その法令に従い、香港の投資家に対し原状回復を行い、又は補償を与える。

2 協定第七条1の規定にかかわらず、日本国政府は、例外的な金融状況又は経済状況においては、その法令に従いかつ国際通貨基金協定に定めるところによって為替制限を課することができる。

以上の証拠として、下名は、各目の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百九十七年五月十五日に東京で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

池田行彦

香港政府のために

曾蔭權

投資の促進及び保護に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

平成九年七月一日に香港が中国に返還される

こととなる事情を踏まえ、従来より香港側より我が国に対して、返還後も引き続き有効なものとして維持することを前提として、返還に先立ち我が国と香港との間で投資保護協定を締結すべく働きかけがなされてきた。政府は、返還後も香港が現在の繁栄と安定を引き続き維持することが重要であり、特に、我が国からの対香港投資に係る環境が返還後も安定的に維持されていくことが必要不可欠であるとの認識の下、平成六年四月以来順次交渉を重ね、平成九年五月に行われた交渉において合意に達したので、同月十五日東京において本協定の署名が行われた。

本協定は、我が国と香港との間の投資の一層の増加及び経済的交流の一層の増進を図ることを目的としたものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 両締約政府は、投資の許可及び投資の許可に関連する事項に関し、最恵国待遇を与えること。

2 両締約政府は、投資財産、収益及び投資に関連する事実に関し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること。

3 両締約政府は、裁判を受け及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること。

4 両締約政府は、投資財産及び収益に対する保護及び保障並びに収用等の措置をとる場合

の条件及びこれらの措置に伴う補償の方法を定め、これらに関して内国民待遇及び最恵国待遇を与えること。

5 両締約政府は、敵対行為の発生等による投資財産及び収益等に対する損害に関連してとられる措置に関し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えるとともに、投資家の財産に対する当局による徵発及び当局の不必要な行為による破壊により被った損失に対して原状回復又は妥当な補償を与えること。

6 両締約政府は、他方の締約政府の投資家に對して当該両締約政府の地域外又は地域内への当該投資家の投資財産及び収益等の移転を自由に行う権利を保証すること。

7 投資に関する紛争が当事者間で友好的に解決されず、当事者間で紛争の解決のための手続につき合意が得られない場合には、投資家の要請により、仲裁に付託すること。

なお、協定の不可分の一部を成す議定書は、日本国政府による香港の投資家に対する原状回復及び為替制限等の措置について規定している。

本協定は、本協定の効力発生に必要な自己の要件が満たされた旨を通告する公文が両締約政府の間で交換された日に効力を生じ、十五年の期間効力を有することになっている。

よって政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十二条第三号ただし書の規定に基づ

き、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、日本と香港との間の投資の増大及び経済関係の緊密化が図られ、香港が返還後も現在の繁栄と安定を引き続き維持していくことに資することが期待されるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

平成九年五月三十日

外務委員長 逢沢 一郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成九年六月三日

提出者 議院運営委員長 平沼 赳夫

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「歯科医師」の下に、「薬剤師」を加える。

第五条第一項中「以下」の下に「この項において」

を加える。

第五条の三を次のように改める。

第五条の三 各議院の委員長又は両議院の合同審査会の会長は、証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音について許可をするに当たつては、当該証人が公務員以外の者であるときは、その人権の保護に特に配慮しなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

理 由

業務上の秘密に係る証言拒絶の対象者に薬剤師を含めるとともに、委員会又は両議院の合同審査会における証人に対する尋問中の撮影を許可できるようにし、あわせて証人が公務員以外の者であるときはその人権の保護に特に配慮する等の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局	
電 話	03 (3587) 4204
定 価	本号一部 一〇〇円
送料	別